



「よかった ありがとう。」ポスターコンクール
【中学生の部】 優秀賞 作品名：出会えてよかった。

久里浜中学校 2年6組 小林 ^{こばやし} ^{はな} 羽夏 さん

1 計画の策定体制

横須賀市地域福祉計画の策定については、令和5年（2023年）1月31日に横須賀市長から横須賀市社会福祉審議会委員長へ諮問が行われ、同日開催された横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会にて付託されました。社会福祉審議会条例に基づき設置する福祉専門分科会で以下のとおり審議した上で、令和6年（2024年）1月31日開催の横須賀市社会福祉審議会にて答申を受けました。

（1）横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 審議経過

第1回

開催日時	令和5年（2023年）1月31日（火）
開催場所	横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室
主な議事	1 横須賀市地域福祉計画の策定について（諮問） 2 次期地域福祉計画の策定について 3 地域福祉計画の策定スケジュールについて 4 市民アンケート、関係団体意見聴取及びパブリック・コメント手続について

第2回

開催日時	令和5年（2023年）5月30日（火）
開催場所	横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室
主な議事	1 横須賀市地域福祉計画の改定方針について 2 地域別意見交換会について 3 市民アンケートの調査項目の審議について 4 令和5年度地域福祉計画の改定スケジュールについて

第3回

開催日時	令和5年（2023年）7月11日（火）
開催場所	横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室
主な議事	1 「横須賀市地域福祉計画」関連事業の実施状況について 2 市民アンケート調査結果（速報）について 3 地域別意見交換会の開催日程及び実施方法について

第4回

開催日時	令和5年（2023年）8月17日（木）
開催場所	横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室
主な議事	1 市民アンケート調査について 2 地域別意見交換会について 3 次期地域福祉計画骨子（案）について

第5回

- 開催日時 令和5年(2023年)9月29日(金)
開催場所 横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室
主な議事
- 1 横須賀市社会福祉協議会における「横須賀市地域福祉計画」関連事業の実施状況について
 - 2 市民アンケート調査における確定報について
 - 3 地域別意見交換会について(開催報告)
 - 4 次期地域福祉計画骨子(案)について

第6回

- 開催日時 令和5年(2023年)11月6日(月)
開催場所 横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室
主な議事
- 1 横須賀市社会福祉協議会部会員からの次期「横須賀市地域福祉計画」骨子(案)に対する意見聴取の結果について
 - 2 「横須賀市地域福祉計画」(案)について

第7回

- 開催日時 令和5年(2023年)11月30日(木)
開催場所 横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室
主な議事
- 1 第46回横須賀市社会福祉審議会全体会における質問等について
 - 2 パブリック・コメントにおいて提出された意見の概要及びそれに対する考え方について(中間報告)

第8回

- 開催日時 令和6年(2024年)1月16日(火)
開催場所 横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室
主な議事
- 1 パブリック・コメント手続(意見募集)結果(案)について
 - 2 「横須賀市地域福祉計画」(案)について(最終)
 - 3 「横須賀市地域福祉計画」概要版(案)について
 - 4 市公式LINEにおいて実施した「地域福祉に関するアンケート」について

(2) 横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 委員名簿

◀図表39 横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 委員名簿▶

敬称略、五十音順

令和6年(2024年)1月31日現在

No.	委員名	役職等
1	青木 勝	横須賀市連合町内会 副会長 (堀の内連合町内会 会長)
2	石田 恭子	横須賀市障害者施策検討連絡会 (NPO法人 横須賀の福祉を推める会)
3	磯崎 順子	公益社団法人 横須賀市シルバー人材センター 副理事長
4	井上 泉	横須賀市立小学校長会 (横須賀市立大楠小学校 校長)
5	岩澤 義雄	公募市民
6	白井 幸江	横須賀市民生委員児童委員協議会 会長 (長井地区民生委員児童委員協議会 会長)
7	◎ 玉川 淳	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 教授
8	豊島 佳代子	公募市民
9	○ 橋本 健司	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部 監査
10	松尾 和浩	社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会 副事務局長
11	渡部 俊賢	横須賀市保育会 副会長 (和順こども園 園長)

◎は分科会長を、○は職務代理者を示す。

(3) 社会福祉審議会条例

(総則)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく横須賀市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 審議会委員及び法第9条第1項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、前項の規定にかかわらず、担当する特別の事項の調査審議が終了したときは、その任期を終了するものとする。

(平17条例4・旧第3条繰上、平25条例74・平30条例5・一部改正)

(委員長の職務代理)

第3条 法第10条に規定する委員長(以下「委員長」という。)に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(平17条例4・旧第4条繰上)

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合に限り、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(平17条例4・旧第5条繰上)

(専門分科会)

第5条 法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、審議会に次に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 福祉専門分科会 次号及び第3号並びに法第11条第1項に規定する事項以外の福祉に関すること。

(2) 障害福祉専門分科会 障害者の福祉に関すること。

(3) 高齢福祉専門分科会 高齢者の福祉に関すること。

2 審議会は、前項の専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって、審議会の決議とする。

(平17条例4・旧第6条繰上・一部改正、平30条例5・一部改正)

(専門分科会の委員等)

第6条 前条第1項の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 前条第1項の専門分科会及び法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会に専門分科会会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。

3 専門分科会会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

4 専門分科会会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会会長が指名した委員又は臨時委員がその職務を代理する。

5 第4条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

(平17条例4・旧第7条繰上・一部改正)

(審査部会)

第7条 審議会は、次に掲げる事項について諮問を受けたときは、社会福祉法施行令

(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(1) 身体障害者の障害程度

(2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定又は指定の取消し

(3) 身体障害者の更生医療を担当する医療機関の指定又は指定の取消し

2 第4条及び第6条第2項から第4項までの規定は、審査部会の会議及び委員について準用する。

(平17条例4・旧第8条繰上・一部改正、平25条例74・一部改正)

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

(平17条例4・旧第9条繰上)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月17日条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日条例第5号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉審議会条例第2条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成30年9月30日までの間に新たに委嘱された委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

2 パブリック・コメント手続の結果概要

横須賀市社会福祉審議会で作成した計画素案に対し、横須賀市パブリック・コメント手続条例に準じて、次のとおりパブリック・コメント手続を実施しました。

(1) 意見募集期間

令和5年(2023年)11月17日(金)から令和5年(2023年)12月6日(水)まで

(2) 意見提出者の数及び意見の件数

7名から15件の意見の提出がありました。

《図表40 意見の提出方法》

①提出方法等

提出方法	人数
直接提出	2名
郵送	0名
ファクス	1名
E-mail	4名
その他	0名
合計	7名

《図表41 提出された意見の章別件数》

②章別の件数

項目名	件数
第1章 計画の概要	7件
第2章 現状と課題	1件
第3章 計画の体系	0件
第4章 施策の方向性	6件
第5章 地域福祉の推進体制	0件
その他、意見や要望	1件
合計	15件

3 地域別意見交換会における意見（全17回分）

令和5年（2023年）8月1日から8月27日の全17回に渡って、次のとおり地域別意見交換会を開催しました。（開催日順に掲載しています。）

（1）長井地区意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月1日（火）10時から12時まで

会場：長井コミュニティセンター 第2会議室

参加者：10名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・毎日実施しているラジオ体操は安否確認にも一役買っている。
- ・防災訓練の際に参加者へ煮込みうどんをふるまっている。ふるまいの時の交流を目的に参加する人もいる。

イ 地域の問題

- ・高齢者の居場所がない。また、高齢者が多くなったため、町内会館・自治会館に入りきらない。会合を数回に分けると支援者側の負担が大きくなる。
- ・公共交通機関が整っておらず、不便。
- ・雇用がないことによる若者の流出。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・サロン*を開催できていない町内会・自治会に対して、出張サロン*の開催を検討したい。
- ・地域活動をしている人と地区ボランティアセンターのつながりを作りたい。
- ・コミュニティバスの導入を検討している。
- ・子どもと高齢者が一緒に集まれる場を作りたい。

エ 要望（施策）

- ・買い物弱者がいるため、移動販売を希望する意見があった。

(2) 本庁地域意見交換会（第1回目）

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月4日（金）10時から12時まで

会場：横須賀市役所 3号館3階302会議室

参加者：22名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・顔が見える人と人とのつながりがある。
- ・段差があることで集いの場として利用しにくかった町内会館・自治会館に、手すりを設置することで、利用しやすくなった。

イ 地域の問題

- ・民生委員児童委員*の担い手が不足している。
- ・世代を問わず地域のつながりが希薄化している。
- ・ごみ出しや買い物が難しい人がいる。宅配も活用するが、注文の下限額があるため、利用しにくい。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・将来的に廃止される公共施設がある場合には、その跡地を地域のために活用したい。
- ・空き家を活用して、小人数で集まれる集いの場を運営したい。
- ・高齢者・障害者といった限定をせず、多世代で交流したい。
- ・地区ボランティアセンターを子どもの下校時間まで開所して、日ごろから関わりを持ちたい。
- ・ハロウィンイベントや花火大会を実施した。今後は、近隣の地域と合同で実施したい。
- ・「民生委員児童委員*は大変。」というイメージが根強いが、近年では勤めながら活動する人もいる。こうした事例を周知していきたい。
- ・地区ボランティアセンターにも「ワンコインボランティア*」を導入していきたい。

エ 要望（施策）

- ・「広報よこすか」が行政の広告のようになっているので、福祉等の住民目線の情報が欲しい。
- ・今回の意見交換会のように、皆で顔を合わせて話をする場を今後も継続していきたい。
- ・市職員に地域のことを知ってほしい。地域の力になってほしい。
- ・障害等専門的なケースワーカーを派遣してほしい。

(3) 大津地域意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月8日（火）10時から12時まで

会場：大津コミュニティセンター 学習室5

参加者：13名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・シニア世代が積極的に地域活動に取り組む中で、シニア世代から現役世代へと、福祉の精神が受け継がれているように感じる。
- ・地域の問題がボランティアに届く前に、日頃のつながりの中で解決されることが多い。
- ・地域のつながりが強く、殊更に団体を作らなくとも、お互い様の精神でうまく支え合っている。

イ 地域の問題

- ・災害時などに配慮が必要な人（障害者、ひとり親世帯等）を地域で把握できていない。
- ・世代交代がうまく進んでいない。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・地域活動の核である町内会・自治会活動を、地域の各団体とも協力して盛り上げていきたい。
- ・子ども食堂の活動を地域全体に広めたい。
- ・他地域の取り組みを参考に、神奈川県立保健福祉大学の学生と関係を持ちたい。
- ・顔の見える関係を築くことで、自然と地域の状況を把握できるようにしたい。

エ 要望（施策）

- ・雇用を増やし現役世代を地域に定着させるために、企業誘致に力を入れてほしい。
- ・市の広報などインターネット等を経由して発信される情報が増える中で、インターネット等で情報を得ることが難しい人に配慮してほしい。
- ・障害者への偏見を取り除くために、直接顔を合わせる機会を設けてほしい。
- ・地域福祉の推進のために、学校にも協力してほしい。
- ・「誰も一人にさせないまち」は実現こそ難しいが大事な概念である。さまざまな意見があると思うが言い続けてほしい。
- ・小・中学校の給食でを使用した食材の余りを、子ども食堂に融通してほしい。

(4) 衣笠地域意見交換会（第1回目）

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月10日（木）10時から12時まで

会場：衣笠コミュニティセンター 第1会議室

参加者：4名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・ICT*の活用など、先進技術への関心が高い。
- ・地域包括支援センター*の職員が地域のラジオ体操に参加し、顔の見える関係が築けている。

イ 地域の問題

- ・日中、地域にいない消防団員が多く、非常時の連絡が地域に行き届かないのではないかと危惧している。
- ・問題を抱える子どもを地域で把握できていない。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・地域の現役世代と協力して、シニア世代向けのスマートフォン講座を開きたい。
- ・民生委員児童委員*に協力してもらい、地域の見守りを強化したい。

エ 要望（施策）

- ・スマートフォン講座の開催時には、便利な機能や実際に使用した場合の利点などを紹介して、利用の動機付けをしてほしい。
- ・一人暮らしの障害者の中には、福祉サービスを受けるための申請書類が郵送されても記入できない人がいるので、相談支援事業所にも情報提供してほしい。
- ・障害者が地域の輪に入るための一歩がなかなか踏み出せない。輪に入るまでのアプローチの段階で行政にもサポートをお願いしたい。
- ・非常時に行政と町内会・自治会が連絡をとれるように、行政センターで町内会・自治会のトランシーバーを保管してほしい。
- ・「ヤングケアラー*」など問題を抱える児童・生徒の課題に取り組むため、学校と交流したい。

(5) 武山地区意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月10日（木）15時30分から17時30分まで

会場：武山市民プラザ 会議室A・B

参加者：9名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・地域活動が活発な地区がある。
- ・日頃から安否確認ができるように住民同士で雨戸が閉めっぱなしになっていないか見守るなどの意識がある。
- ・町内会加入のメリットがあるように、夏祭りの際に引き換えができる「景品引換券」を回覧板で回している。

イ 地域の問題

- ・地域のイベントが日常的なつながりの生成に結び付いていない。
- ・一人暮らしの高齢者を地域で十分に把握できていない。
- ・地域住民が気軽に集える場がない。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・障害者との精神的な距離を縮めたい。
- ・日頃のコミュニケーションを強化して、災害時等に十分な対応ができるようにしたい。
- ・地域の関係性を強化し、見守りたい。
- ・商店まで出られない人のために、移動販売車を呼びたい。

エ 要望（施策）

- ・長井地区のように「まちの保健室」を開けたらいい。
- ・横須賀市では終活、遺言、相続のほか外国人の在留資格の手続等について、行政書士会による無料相談会を実施していることを広く周知してほしい。
- ・住民と行政が顔の見える関係になるため、職員が一つの部署に所属する期間を延ばしてほしい。

(6) 浦賀・鴨居地域意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月16日（水）13時から15時まで

会場：浦賀コミュニティセンター分館 第2学習室

参加者：9名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・隣近所で助け合える関係性が築けている。
- ・民生委員児童委員*や社会福祉推進委員*を45～60歳の現役世代が担っており、円滑に世代交代が進んでいる町内会・自治会がある。
- ・サロン*の企画担当を当番制にして、みんながサロン*を企画できるようになった。

イ 地域の問題

- ・児童委員としての活動が地域に把握されていない。民生委員活動とともに周知に努めたい。
- ・地域のイベント情報を知ることができず、参加できない人がいる。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・一人では地域のイベントへの参加が難しい人を、迎えに行くサービスを展開したい。
- ・地域の銀行や病院、薬局と連携し、地域のイベント情報を得る機会を増やしたい。

エ 要望（施策）

- ・高齢者の救急搬送の際に、民生委員児童委員*、社会福祉推進委員*、ケアマネジャー等が救急車への同乗を求められ、負担が大きくなっている。消防局のほか、医療機関にも同乗を求めないよう周知してほしい。
- ・地域に根ざした施設が廃止予定なので、地域住民が集える場が欲しい。
- ・民生委員児童委員*に靴カバーやビニール手袋等を支給してほしい。

(7) 久里浜地域意見交換会 (第1回目)

①概要

開催日時：令和5年(2023年)8月18日(金) 10時から12時まで

会場：横須賀市教育研究所 第2研修室

参加者：15名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み(現状)

- ・地域活動で、世代を超えた連携ができています。
- ・青年会と老人会の間層に当たる組織があり、活動している。
- ・町内会・自治会の高齢者組織に「老人」という名称を使用しないことで、士気を高めている。
- ・夏祭りイベントの際に、防災倉庫や給水場所を巡るポイントラリーを取り入れた。
- ・マンション居住者向けのイベントを行ったが、近隣の子どもも参加してくれた。

イ 地域の問題

- ・現役世代の地域への関心が失われている。
- ・障害者と地域のつながりが築けていない。
- ・ボランティアの高齢化により、担い手が不足している。
- ・マンションの高層階では、被災時に給水が難しい。

ウ 今後取り組みたいこと(施策)

- ・障害者施設(調理室やステージ等)を利用してもらい、地域の集まりやイベントを開催したい。
- ・町内会・自治会と協力して、障害者施設の様子や活動内容を回覧板に掲示し、地域とのつながりを深めたい。
- ・地域内の現役世代を重用し、関係性を築くきっかけを作りたい。
- ・地域の行事に参加してもらい、地域住民の頑張りや地域の伝統を学べる機会を作りたい。
- ・障害者施設の開放や地域のイベントを通して、関係を強化したい。
- ・地域の中学生と交流する機会を持ちたい。
- ・買い物支援策をさらに充実させたい。

エ 要望（施策）

- ・意欲のある民生委員児童委員*が活動を続けられるよう、民生委員児童委員*の定年制度を見直してほしい。
- ・民生委員児童委員*の定年制は維持しつつも、定年を延長できる仕組みにしてほしい。

(8) 逸見地域意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月19日（土）13時から15時まで

会場：逸見コミュニティセンター 学習室

参加者：10名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・地域の結束が強い。
- ・住み続けたいと思う人が多い。
- ・民生委員児童委員*の欠員区域を、他の民生委員児童委員*だけでなく、地区社会福祉協議会*もフォローしている。

イ 地域の問題

- ・自宅まで車が入れないため、交流拠点に行けない人がいる。
- ・地域の団体内の人間関係が強くなり、新規会員が入りづらくなっているように感じる。
- ・地区社会福祉協議会*や民生委員児童委員*の活動が地域に知られていない。
- ・現役世代への引継ぎができていない。
- ・現役世代がボランティアに参加できない。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・マンションでも、イベントを通して、住民相互のつながりを築きたい。
- ・地域で昔から続く関係性を、次の世代へ継承したい。
- ・日頃の活動を通して、地区社会福祉協議会*や民生委員児童委員*の存在を周知していきたい。
- ・障害者団体と地区社会福祉協議会*とで協力し、障害者と住民の顔の見える関係を築きたい。

エ 要望（施策）

- ・新任の民生委員児童委員*が活動内容を学ぶ機会を設けてほしい。
- ・地域活動のデビューをするときに行政にサポートしてもらいたい。
- ・谷戸の住宅からの住み替えを支援してほしい。

(9) 衣笠地域意見交換会（第2回目）

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月21日（月）13時から15時まで

会場：衣笠コミュニティセンター 第1会議室

参加者：6名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・互いに助け合うつながりを、地域の中で築けている。
- ・コロナ禍前は障害者施設の利用者も共に防災訓練等を行った。
- ・障害者地域作業所*として防災訓練に参加したところ、温かく受け入れてもらえた。

イ 地域の問題

- ・災害時の対応を地域住民の一部しか把握していない。
- ・地区ボランティアセンターに依頼が来ても、依頼があった地区でボランティア登録がないことがある。
- ・新しく住んだ人と顔の見える関係性が築けていない。
- ・高齢者の中には町内にある坂道を自力で下りられない人もおり、買い物同行支援等を必要としている。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・回覧板等を投函する際に、一人暮らしの高齢者に声を掛けられたら良い。
- ・高所の地区に住んでいる高齢者は行動範囲が限られているので、イベントを企画し、楽しんでいただきたい。
- ・災害時の対応の情報周知に努めるとともに、住民への当事者意識の浸透を徹底したい。
- ・障害者地域作業所*がお祭りにも参加し、地域住民と顔の見える関係づくりを進めたい。

エ 要望（施策）

- ・民生委員児童委員*に負担が集中しているので、地域で負担を分散できるように制度を整えてほしい。
- ・民生委員児童委員*の役割ではないが、民生委員児童委員*が担わざるを得ないケースがあることを理解してほしい。
- ・避難所運営委員が災害時の対応を全てやってくれると思っている人がいるので、被災時は住民の中から避難所運営委員を選び、運営する必要があることを改めて周知してほしい。

(10) 本庁地域意見交換会（第2回目）

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月22日（火）13時から15時まで

会場：横須賀市役所 3号館3階301会議室

参加者：26名

②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・地域のネットワークが形成されており、町内会・自治会、老人会の活動が活発な地域がある。
- ・集合住宅の居住者台帳に血液型などの詳細な情報を書き加えることで、非常事態への対応に役立てている。
- ・障害者も共に防災訓練等を行った。



イ 地域の問題

- ・町内会・自治会役員や民生委員児童委員*の担い手不足。
- ・現役世代をどうやって地域の活動に巻き込んでいくか。
- ・一人が好きな人、人とつながりを作ることができない人とどうやってつながるか。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・町内会・自治会や民生委員児童委員*の活動が地域に理解されていないので、まずは知名度の向上に努めたい。
- ・要援護者と支援可能な住民とのマッチングを進めていきたい。
- ・地域の現役世代と協力して高齢者向けのLINE教室を開き、現役世代と高齢者との関係性を築きたい。
- ・神奈川県立保健福祉大学内の学生ボランティアセンターと積極的に連携して活動していきたい。
- ・障害者地域作業所*は近所付き合いがあるわけではないので、地域との交流の機会を設けることで、情報共有と連携の強化を図りたい。
- ・地域の中学生との交流を図りたい。

エ 要望（施策）

- ・家庭を築くことを望まない人もいるということへの理解を深めてほしい。
- ・うわまち病院等の跡地活用の検討が進んでいない。住民の不安を解消するためにも、早急に活用法を検討してほしい。
- ・障害者が困った時に「助けてほしい」と声を上げることのハードルが高いことを知ってほしい。
- ・地域福祉計画(概要版)に地域の担い手として多くの団体が羅列されているが、同一人が複数の団体の役員を兼任している場合も多いことを理解してほしい。
- ・自家用車を保有しない世代のため、コミュニティセンター等の公共施設を駅前に集約してほしい。
- ・ＪＲ横須賀駅における、ＪＲ横須賀線と京急バスの発着時間が合うように、京急バスに働きかけてほしい。

(11) 北下浦地域意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月23日（水）10時から12時まで

会場：北下浦コミュニティセンター 第1学習室

参加者：19名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・民生委員児童委員*と社会福祉推進委員*の連携が築かれている。

イ 地域の問題

- ・災害時の対応を民生委員児童委員*に依存している住民が多い。
- ・緊急連絡先がなく、福祉サービスを受けられない高齢者がいる。
- ・町内会・自治会に加入していない住民への情報共有が難しい。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・問題を抱えた地域住民を行政や地域包括支援センター*等に紹介した後の、継続的な支援を地域でも担えるようにしたい。
- ・一人暮らしの高齢者だけでなく、高齢者のみの世帯への支援も強化していきたい。
- ・民生委員児童委員*活動の理解促進をしたい。
- ・地域の防災意識の向上に努めたい。

エ 要望（施策）

- ・学区の都合で、地域の友人と違う学校に進学しなければならない子どもがいるので、学校選択の条件を緩和してほしい。
- ・民生委員児童委員*を地域の便利屋と勘違いしている人がいるので、無償で活動しているボランティアであることを改めて周知してほしい。
- ・被災時は、住民の中から避難所運営委員を選び、運営する必要があることを改めて周知してほしい。
- ・住民票の異動と連携して、民生委員児童委員*に情報が提供されるようにしてほしい。
- ・地域福祉計画（概要版）における『『地域福祉』のイメージ図』ではカテゴリごとに表現されているが、一人一人の人生として関わってほしい。

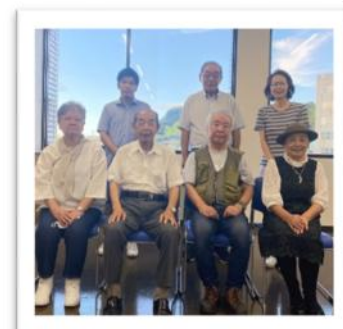
(12) 大楠地区意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月23日（水）15時30分から17時30分まで

会場：西コミュニティセンター 第3学習室

参加者：7名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・地域の課題を地域の中で解決できている。
- ・健民運動会や福祉なんでも文化祭等のイベントを行っている。
- ・ラジオ体操が住民の近況報告会を兼ねている。

イ 地域の問題

- ・青少年の家や幼稚園など地域の施設が閉鎖されてしまい、集まる場所がなくなる。
- ・大楠地区全体で行うイベントが他の地区と比べると少ない。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・盛況だった子ども食堂をこれからも継続していきたい。
- ・地域の外国人と関係を築いていきたい。

エ 要望（施策）

- ・利便性だけでなく関係性の築きやすさを、まちづくりの指標に取り入れてほしい。
- ・横須賀市は森記念財団都市戦略研究所が実施した「日本の都市特性評価2023」において、環境部門で第2位となっている。特に快適性が高く評価されているので、この分野を伸ばして欲しい。
- ・お寺が主催して子ども食堂を開催している事例がある。宗教法人ではあるが、行政の方向性と合致する場合には協力してほしい。

(13) 久里浜地域意見交換会（第2回目）

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月24日（木）10時から12時まで

会場：久里浜コミュニティセンター 和室

参加者：7名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・地域の活動に意欲的な住民が多い。
- ・ごみステーションを輪番で移動させることで、管理の負担を分散するとともに、利用者の意識の改善につなげた。
- ・お祭りやイベントの企画や運営等を若手に任せ、時間が足りない準備の部分は高齢者が引き受けるといった形で分業することで次世代への継承を図っている。

イ 地域の問題

- ・学校と地域との連携体制が築けていない。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・障害者施設や学校と協力して、地域一体で参加できるようなイベントを計画したい。
- ・学校と交流しながら避難訓練を行いたい。避難訓練の日程を調整するなどして、学校が協力しやすい体制を作りたい。

エ 要望（施策）

- ・消防団や商工会議所など、より多様な地域の担い手と意見交換する機会を設けてほしい。
- ・現状を鑑みて、民生委員児童委員制度を根本的に見直してほしい。
- ・今回の地域別意見交換会で出された意見をまとめて、それが計画策定にどう反映されたのか共有してほしい。
- ・ごみを戸別収集してほしい。

(14) 田浦地域意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月24日（木）15時30分から17時30分まで

会場：田浦コミュニティセンター 第2・3学習室

参加者：8名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・地域への帰属意識を育むことができている。
- ・年に一度、地域をあげて防災訓練を行っている。
- ・町内会・自治会の運営方法として、万が一の時、副会長誰もが会長の代行となれるように準備している。

イ 地域の問題

- ・地域に日用品を購入できる店舗がなく、市外に買い物に出かけている人がいる。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・地区ボランティアセンターの広報誌で、町内の情報を発信したい。
- ・一人暮らしの高齢者だけでなく、高齢者のみの世帯への支援も強化していきたい。

エ 要望（施策）

- ・学校の統廃合において、通学路が危険だと指摘されているが、同校は避難所にも指定されている。地域に示す前に市の内部で精査してほしい。
- ・被災時に、避難所になっている自治会館に支援物資を届けてほしい。

(15) 追浜地域意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月25日（金）13時から15時まで

会場：追浜コミュニティセンター 第2学習室

参加者：12名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・地域活動が活発である。
- ・子ども服や日用品を互いに持ち寄って、必要な人に譲る集まりがある。その際に、育児に不安のある保護者が集まり、高齢者から話を聞いている。
- ・避難訓練の際、障害者支援団体の職員を講師として招き、支援方法を学んでいる。

イ 地域の問題

- ・障害者やひきこもり*など、支援が必要な人の情報を地域で共有できていない。
- ・住民が地域の活動に参加せず、各世帯の情報を得ることができない。
- ・福祉サービスの存在が、支援を必要とする人に伝わっていない。
- ・地域に住む外国人と顔の見える関係性づくりができていない。
- ・「8050問題*」など、困っている実感がない人への対応が難しい。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・地域の各団体で協力して、地域の中核を担うことができるような大きなイベントを開催したい。
- ・地域住民に呼びかけて、障害者の受入れ体制を強化したい。

エ 要望（施策）

- ・再開発によって地域内格差が拡大してしまうので、格差を是正する取り組みをしてほしい。
- ・高齢者の健康寿命を延ばす支援をしてほしい。
- ・現状の福祉は高齢者への支援に偏っていると感じる。子どもへの支援が十分にできていないのではないか。
- ・地域の各団体で連携して、衣笠公園の「子どもデー」のように大きなイベントを開きたい。

(16) 全市地域意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月26日（土）13時から15時まで

会場：横須賀市立総合福祉会館 2階会議室

参加者：6名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・障害者地域作業所*のお菓子を浦賀奉行所の土産品として、付加価値を付けて販売した。
- ・防犯パトロールをしていると、児童・生徒が声を掛けてくれる。

イ 地域の問題

- ・福祉団体の活動が地域住民に周知されていない。
- ・地域に子どもの遊び場がない。
- ・福祉のサービスを利用することに抵抗感のある人がいる。
- ・福祉の仕事をしていると、一般の人の価値観とずれを感じることもある。
- ・一度問題が起きると、その取り組みは敬遠される風潮がある。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・解決できない問題はチームを作って取り組んでいく。
- ・支え手と受け手の新しい境界線を作りたい。

エ 要望（施策）

- ・学校教育の中で障害者と生徒が接する機会を設けるなど、「道徳」と同じように「福祉」の授業を小学校から取り入れてほしい。
- ・各課で核となる職員を養成するため、人事異動の間隔を長くしてほしい。

(17) 長浦地域意見交換会

①概要

開催日時：令和5年（2023年）8月27日（日）18時から20時まで

会場：長浦コミュニティセンター 第2会議室

参加者：14名



②意見交換

ア 地域の良いところ・良い取り組み（現状）

- ・40～50代の住民の地域活動に対する意識が高く、健民運動会の運営に積極的に関わってくれている。
- ・町内会・自治会の班長・組長が新しく引っ越してきたお宅を訪問して、町内会・自治会への加入を依頼しているので、町内会・自治会の加入率が高い。
- ・管内で犯罪があると、防犯協会が関係者に情報を提供してくれる。こうした取り組みを維持できるほど、地域における犯罪は少ない。
- ・子ども会の加入率が高いため、子どもの把握はできていると感じる。

イ 地域の問題

- ・地域に人が集まる拠点がない。
- ・地域に関わっているケアマネジャーを把握できていない。
- ・地域のつながりを求めない人がいる場合の対応方法が分からない。
- ・災害時に、一人暮らし高齢者を避難させる方法がない。

ウ 今後取り組みたいこと（施策）

- ・地域に顔を出さない住民と関係を築きたい。
- ・コロナ禍後、イベントの参加者が増えているので、賑わいを維持するための取り組みをしたい。

エ 要望（施策）

- ・休祝日に時間を問わず対応してくれる窓口が欲しい。
- ・防災意識の啓発に力を入れてほしい。
- ・人が集まる拠点にするために自治会館を改修したいが、自治会費を値上げすることは難しい。市の補助金を拡充してほしい。

4 用語集

あ 行

ICT（アイシーティ）（96ページほか）

情報通信技術（Information and Communication Technology）の略称。
情報処理及び情報通信に関する技術の総称。

アウトリーチ（アウトリーチ支援）（7ページほか）

支援が必要であるにも関わらず自ら申し出ない、申し出ることができない人々に対して公的支援機関等が積極的に働きかけて、支援や情報を届けること。

SNS（エヌエヌエス）（3ページほか）

登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス（Social Networking Service）の略称。

特に個人間のコミュニケーションに重点をおいたものを指す。

NPO法人（エヌピーオー）（65ページ）

「NPO」とは非営利組織（「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」）の略称。

さまざまな社会貢献活動を行う構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体が「特定非営利活動法人（NPO法人）」。

音訳（96ページほか）

視覚障害者に情報を伝えるために、文字や図表等を音声化すること。

か 行

外国人技能実習制度（22ページ）

外国人の技能実習生が日本において企業等と雇用関係を結び、出身国では修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図る制度。

介護予防サポーター（49ページ）

地域に暮らす高齢者が自立した生活を送れるように、健康づくりに関する取り組みを支援するボランティア。介護予防活動の普及や、介護予防教室・イベント等を通じたコミュニティづくりのほか、高齢者が介護予防サポーターとして地域の高齢者支援事業に参加することで、自身の介護予防につながることも期待される。

経済連携協定（E P A）（イーピーエー）（22ページ）

経済連携協定（Economic Partnership Agreement）の略称。

2か国（または地域）以上の中で、自由貿易協定（F T A：Free Trade Agreement）の要素（物品及びサービス貿易の自由化）に加え、貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定。

権利擁護支援チーム（72ページ）

病気、事故等による障害などの理由により自身で意思決定することに不安があり支援を必要とする人について、その人を日常的に見守り、その人の意思や価値観を共有して対応する支援活動を行うチームのこと。身近な親族等や地域の人、保健・福祉・医療の関係者等が加わる。

合計特殊出生率（19ページ）

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する。

更生保護（74ページほか）

犯罪をした人等を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会を作ること。

更生保護女性会（76ページほか）

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人等の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

心のバリアフリー（3ページほか）

高齢者や障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力すること。

孤独死・孤立死（54ページほか）

何らかの原因で誰にも看取られず亡くなる事例を指す。

家族や親族、近隣住民とある程度の交流はあったものの、亡くなる際に一人の状態であった場合を孤独死と呼び、家族や友人近隣住民との関わりが希薄で、社会から孤立した状態で誰にも看取られずに亡くなった場合を孤立死と呼ぶ。単独世帯の高齢者だけでなく、若年層の孤立死も増加している。

さ 行

災害時ボランティアセンター（60ページ）

災害時において、一般ボランティアの活動が最大限に生かされるよう、ボランティアの募集・登録及び活動支援を行う機関。本市では、「災害時における災害時ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、市社会福祉協議会が設置する。

災害時要援護者支援プラン（60ページ）

災害から自らを守ることが困難な高齢者や障害者等を「災害時要援護者」とし、地域住民が災害時要援護者を支援していく上で、その地域の中でどこに災害時要援護者が住んでいるのか、どのような支援を求めているのか等を把握するための取り組み。本人の同意を得た上で、本市が災害時要援護者の情報を地域の支援者に提供する。

支援者は提供を受けた情報を基に災害時要援護者の状態や避難支援の方法等について平常時から確認するとともに、災害発生時には情報の提供、安否確認等の安全の確保のために必要な活動を行う。

サロン（出張サロン）、コミュニティカフェ（30ページほか）

高齢者や障害者、子ども、子育て世帯等さまざまな住民が、身近な地域におけるお茶会や趣味活動、レクリエーション活動等をとおして、住民同士の交流やつながりづくりを深める活動の場。

市民活動サポートセンター（53ページ）

福祉、社会教育、まちづくり、文化、環境、国際、災害救援など、あらゆる分野の市民公益活動をサポートする施設。既に活動している団体・個人だけでなく、これから活動をはじめようとする団体・個人も利用できる。

市民後見人（73ページ）

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による後見人（専門職後見人）を除く、親族以外の市民による後見人。自治体等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任する。

社会福祉推進委員（35ページほか）

地域住民が共に生き、支え合い、かつそれぞれが自立した生活を送ることができる地域づくりを推進するため、市社会福祉協議会会長が委嘱した無報酬のボランティア。

民生委員児童委員、町内会・自治会等の活動への協力のほか、サロン活動の企画・運営、赤い羽根共同募金等を中心に活動している。

社会を明るくする運動（76ページほか）

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目指す法務省主唱の全国的な運動。

重層的支援体制整備事業（2ページほか）

地域住民が抱える複雑化・複合化した「はざまのニーズ」への対応を行っていくための包括的な支援体制の整備を目的に、市町村の任意事業として令和3年（2021年）4月に創設された制度。「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として、それらを効果的・円滑に実施するため、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」を新たな機能として強化し、5事業を一体的に実施する事業のこと。

本市では、地域福祉計画が目指す、住民同士が支え合い、住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続ける地域社会を実現するため、令和5年度（2023年度）から事業化に向けた検討を進めている。

生涯学習センター（まなびかん）（53ページ）

本市の生涯学習振興の拠点となる社会教育施設。「市民大学」を中心とした講座などの実施、生涯学習情報の収集・提供・生涯学習の相談を行うとともに、施設の貸し出しも行い、地域住民に学習の機会を提供している。

障害者地域作業所（30ページほか）

在宅の身体、知的障害者や回復途上にある精神障害者が、地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、軽作業の指導や生活訓練を行う施設。

シルバー人材センター（53ページ）

60歳以上の高年齢退職者等を対象に就業の機会を確保し、組織的に提供する業務を担う公益法人。

会員は、働いた仕事量に応じて配分金を受け取ることができるほか、各種の技能・技術講習を受けることができる。

シンボルカラー（91ページ）

さまざまな啓発活動を象徴する色のこと。

生活困窮者自立支援制度（21ページ）

働きたくても働けない、住むところがない等経済的な困窮が原因で、最低限度の生活を維持することができなくなる可能性がある人を対象に、就労や住まい、家族、家計、債務、社会的な孤立等、生活全般にわたる困りごとの相談を受け、包括的に支援する制度。

精神障害者保健福祉手帳（16ページほか）

精神障害の状態にあり、その障害のために日常生活や社会生活の制限を受けている方に交付される手帳。

性的マイノリティ（LGBTQ+）（エルジービーティーキュープラス）（62ページほか）

性的マイノリティ（LGBTQ+）とは、同性が好きな人や自分の性別に違和感を覚える人などのこと。

L＝レズビアン（女性が好きな女性）

G＝ゲイ（男性が好きな男性）

B＝バイセクシュアル（男女どちらも好きになる人）

T＝トランスジェンダー（体の性と心の性に違和感がある人）

Q＝クエスチョニング（自分のセクシュアリティが分からない人、迷っている人）

それぞれの頭文字をとってLGBTQと呼ばれているが、この他に「心の性」が男女どちらでもないというX（エックス）ジェンダーや、どんな性別の相手にも性的欲求や恋愛感情を持たないアセクシュアルなど、色々なセクシュアリティの人がいるため、「LGBTQ+」とも言われる。

成年後見制度（5ページほか）

認知症や障害がある人等のうち、自身で意思決定することに不安がある人について、本人の権利を守り生活を支援する制度。

成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を家庭裁判所が選任し、本人の意思決定を支援・尊重し財産管理や介護サービスの契約等を行う「法定後見制度」と、将来、自身で意思決定することが不安になり、支援が必要になった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」の2つの制度がある。

ソーシャルインクルージョン（3ページほか）

「社会的包摂」とも訳され、誰もが差異や多様性を認め合い、相互の連帯や心のつながりを築き、全ての人々が疎外されることなく社会の中に溶け込み、地域社会へ参加・参画するという考え方。

た 行

ダブルケア（2ページほか）

主に介護と育児が同時期に発生する状態のこと。出産年齢の高齢化や家族関係の希薄化など、家族構造の変化により増加が見込まれている。

地域共生社会（8ページほか）

高齢者、障害者、子ども・子育て世帯等全ての人々が地域や暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域社会のこと。

地域支え合い協議会（46ページ）

おおむね本庁及び行政センター区域を単位に、各地域の住民同士や関係団体が情報共有やアイデア出しを行うことで、地域の人々がつながり、活躍できるきっかけづくりを行う場。

地域資源（46ページほか）

地域内に存在するその地域特有の資源であり、地域内の社会活動に利用可能なあらゆる要素の総称。

社会福祉においては各自治体特有のまちづくりや支援制度、各地域特有の福祉団体や支援体制を指す。

地域包括ケアシステム（65ページ）

高齢者等が住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活を継続していくため、介護保険制度によるサービスだけでなく、その他の多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的及び継続的に支援するシステムのこと。要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される。国は令和7年（2025年）までの実現を目指している。

地域の実情に応じて形作られるため、本市では、それぞれの地域の特性を生かしながら行政、地域、関係機関が連携して築いていくこととしている。

地域包括支援センター（27ページほか）

高齢者を対象とした地域における身近な相談窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら総合的な支援を行っている機関。本市には12の地域包括支援センターが設置されている。

地区社会福祉協議会（3ページほか）

人にやさしい住みやすいまちづくりをめざして市社会福祉協議会とともに活動していくための機関。本市には18の地区社会福祉協議会が設置されている。

中核機関（よこすか成年後見センター）（72ページほか）

権利擁護（成年後見等）の支援を必要とする住民に対し迅速かつ適切な支援を行うために、権利擁護支援チームと地域の関係者で構成された「協議会」を整備し、適切に運営していくための機関。

複合的な課題に対して、市社会福祉協議会と連携して成年後見制度の利用促進を図るとともに、相談員による成年後見制度にかかる相談対応や相談支援機関への専門職派遣等を行う。

デジタル・デバイド（情報格差）（96ページ）

インターネットやコンピューター等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる社会的、経済的な格差。

点訳（96ページほか）

視覚障害者に情報を伝えるために、文字で書かれた文章を点字（指で触れて読む文字のこと）に翻訳すること。

な 行

日常生活自立支援事業（6ページほか）

病気、事故等による障害などの理由により自身で意思決定することに不安がある人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用支援等を行う事業。

は 行

パートナーシップ宣誓証明制度（92ページ）

お互いを大切なパートナーと思っている人々の誰もが、戸籍上の性別にとらわれず、自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、宣誓したことを横須賀市が公に証明し、宣誓証明書を発行する制度。また令和6年（2024年）1月からは制度を拡充し、パートナーの子や親などを家族として証明するファミリーシップ制度を導入している。

8050（はちまるごーまる）問題（2ページほか）

「80」代の高齢の親が「50」代の中高年の子どもの生活を支えている社会問題。子が親の年金収入に依存していることによる経済的困窮や、ひきこもりの長期化による社会的孤立等の課題がある。

ひきこもり（2ページほか）

さまざまな要因の結果として就学、就労等の社会参加を回避し、おおむね家庭に留まり他者と交わらない状態にある人を指す概念。

貧困の連鎖（62ページほか）

親の収入が少なく十分な教育を受けられないため、貧困家庭の子どもが、進学や就職の機会に恵まれず十分な収入を得られないことから、大人になっても貧困から抜け出せず次の世代へ連鎖してしまうこと。

福祉都市宣言（4ページ）

平成5年（1993年）6月4日に横須賀市長が行った、市民が自らの幸せを追求し、健康で文化的な生活ができるよう努力する福祉都市の実現に向けた宣言。

福祉避難所（60ページ）

高齢者や障害者等、災害時に一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に開設する避難所。

プラットフォーム（8ページ）

台地や高台等、周辺よりも高くなった水平で平らな場所を指す英語。転じて、行政の施策における基盤やその整備、形成の意で用いられる。

フレイル（49ページ）

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、加齢とともに運動機能や認知機能等の心身の活力が低下した状態。

放置すると生活機能低下や要介護状態等の危険性が高まるが、適切な介入・支援により生活機能を維持し、健康な状態に戻ることができるとされている。

ヘルスマイト（食生活改善推進員）（49ページ）

各自治体で開催される養成講座を修了し、食生活改善推進員協議会に登録されたボランティア。主に食事を通じた健康増進活動や伝統的な食文化の継承等を行う。

ほっとかん（3ページほか）

さまざまな不安や困難を抱える人の、どこに相談したらよいか分からない福祉の相談を一括して受け付け、関係課や専門機関等と連携しながら一緒に解決策を考えるための機関。

相談窓口の他に、よこすか成年後見センター、障害者基幹相談支援センター、高齢者虐待防止センター及び終活支援センターを併設している。

保護司（77ページ）

犯罪をした人等の立ち直りを地域で支えるボランティア（保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員だが、給与は支給されない）。保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪をした人等が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき円滑に社会生活を営めるよう、復帰後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を行っている。

ま 行

民生委員児童委員（29ページほか）

「民生委員」は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。地域のさまざまな生活上の相談に応じ、支援につながるよう必要な情報提供等を行う。また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、子育てに関するさまざまな相談や支援も行っている。給与の支給はなく、無報酬のボランティアとして活動している。

や 行

やさしい日本語（97ページ）

使う語句や表現等を工夫して、外国人や高齢者、障害者等、多くの人に分かりやすいよう配慮した簡単な日本語。

ヤングケアラー（2ページほか）

家族に支援を要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の若者のこと。

要約筆記（96ページほか）

聴覚障害者等に情報を伝えるために話されている内容を要約し、手書きやパソコン等で文字にすること。

横須賀あんしんセンター（70ページほか）

福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理などを行うことが不安な人を支援する窓口のこと。日常生活自立支援事業として、市社会福祉協議会が行っている。

よこすか成年後見センター（72ページほか）

「中核機関（よこすか成年後見センター）」（140ページ）を参照。

横須賀市地域で支える条例（4ページ）

地域住民相互の協力と助け合いの精神に基づき、自主的で活発な地域活動を促進すると同時に、行政の地域社会への関わり方の基本を明確にすることにより、将来にわたり、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らせる社会を実現するために制定された条例。平成26年（2014年）4月1日施行。

横須賀市民憲章（4ページ）

都市の理念やまちづくりの方向性を明らかにし、都市生活を営む上での道しるべとして、平成13年（2001年）12月18日に議決された。

YOKOSUKAビジョン2030（4ページほか）

2030年に向けた横須賀市の未来像を掲げ、全ての政策の基礎として令和4年（2022年）3月24日に議決された。本市全体の未来像を「変化を力に進むまち。横須賀市」とし、それに基づいた10の分野別未来像、分野ごとの政策の方針、市政運営の基本姿勢を示す。

よこすかボランティアセンター（52ページほか）

ボランティア団体同士の連携やボランティアに関する相談、情報提供を行うための横須賀市社会福祉協議会における組織。福祉教育や研修、ボランティアグループへの活動支援などを行う。

ら 行

ライフステージ（49ページ）

人間の一生における生活環境の変化を節目で区切った各段階（ステージ）。特に一生を年齢によって、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期等に区分したそれぞれの時期。

わ 行

ワンコインボランティア（有償ボランティア）（87ページほか）

「有償ボランティア」とは、無償で活動するボランティアに対し、実費や交通費等を依頼者から受け取る、収益を目的としないボランティアのこと。このうち受け取る金額が500円程度のものを「ワンコインボランティア」と本計画では呼称している。



「よかった ありがとう。」ポスターコンクール
【中学生の部】 優秀賞 作品名：あなたがいてくれて。
衣笠中学校 3年3組 ^{しらとり}白鳥 ^{きよみ}清美 さん

「よかった ありがとう。」運動について

本市では、人と人とのふれあいの最後に交わす言葉が感謝の気持ちを表すものであれば、そのふれあい全体が心地よいものになることから「よかった ありがとう。」運動を行っています。

毎年、小中学生を対象にポスターコンクールを開催しています。

令和5年度（2023年度）の募集テーマは「よかった ありがとう。」「“人とのつながり”を感じた瞬間」です。



横須賀市地域福祉計画

(横須賀市成年後見制度利用促進基本計画及び横須賀市再犯防止推進計画を含む)

横須賀市民生局福祉こども部福祉総務課	社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会
〒238-8550 横須賀市小川町11番地	〒238-0041 横須賀市本町2丁目1番地 横須賀市立総合福祉会館2階
電 話 046-822-8245	電 話 046-821-1301
ファクス 046-822-2411	ファクス 046-827-0264
e-mail hwg-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp	e-mail yokosuka-shakyo@yokosuka-shakyo.or.jp